

佐賀県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.8E-3	1.8E-1	4.8E+1	48.4
64	エトフェンプロックス	1.2E+1	7.9E+0	1.0E+1	1.1E+1	41.4
117	テブコナゾール				4.0E+0	4.0
139	トラロメトリン			1.1E+0	1.3E+0	2.4
140	フェンプロパトリン			1.4E+0		1.4
153	テトラメトリン	1.1E+2	5.7E+0	1.3E+2		245.3
181	ジクロロベンゼン	2.1E+2	1.2E+2			333.5
225	トリクロロホン		4.1E+0			4.1
248	ダイアジノン		3.8E-1			0.4
251	フェニトロチオン		9.6E+1	1.8E+0		97.7
252	フェンチオン	2.4E+0	3.7E+1	2.4E+0		41.4
256	デカン酸				6.7E-2	0.1
350	ペルメトリン	2.0E+1	2.5E+1	2.1E+1	3.8E+1	103.3
405	ほう素化合物		4.5E-1	1.8E+1	1.9E+0	20.3
427	カルバリル			9.5E+1		95.4
428	フェノプカルブ			5.9E+1	1.2E+2	175.8
457	ジクロロボス	4.2E+1	4.1E+2			456.2
合 計		4.0E+2	7.1E+2	3.4E+2	2.2E+2	1670.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等